

前田氏の主張の問題点

1. 家裁終局処理状況の分析

1-1. 少年保護事件と終局決定の詳細

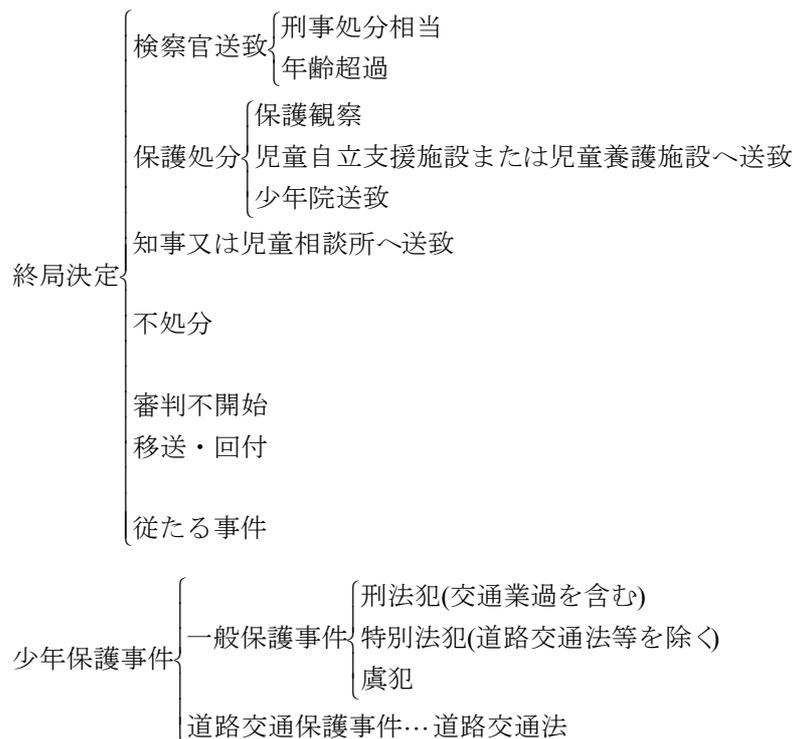
前田氏が統計の出典を示すことは全くといってよいほど無いが、著作等から推測するに、記事で言及されているのは家庭裁判所のデータは司法統計年報の少年事件編、総覧表 少年保護事件の終局決定別既済人員だと思われる。

司法統計年報 平成 13 年度 少年事件編

第 6 表 総覧表 少年保護事件の終局決定別既済人員（平成 3 年～平成 12 年）

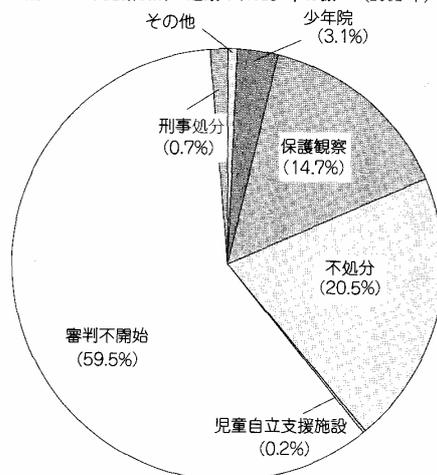
http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf/2d9f062bbe3217b049256b69003ae2b5/d8213f54aa58a59c49256d51000f7ed3?OpenDocument

終局決定と少年保護事件の詳細は次の通りである。



前田氏は「五人のうち四人は何の処分も受けないまま社会に戻っていたんですよ」と述べている。この「五人のうち四人」というのは、同氏の著作『日本の治安は再生できるか』（ちくま新書）から判断して、一般保護事件の終局人員のうち審判不開始と不処分の和を、同終局人員から移送・回付及び従たる事件を除いた数で割ったものと思われる。

図 28 家庭裁判所に送致された少年の扱い (2001 年)



(前田雅英『日本の治安は再生できるか』(ちくま新書)、104頁)

前記の平成13年版司法統計によれば、平成十三年における一般保護事件の終局決定別既済人員は、総数 20 万 4,367 (100.0%)、検察官へ送致 3,491 (1.7%) (うち刑事処分 1,265 (0.6%)、年齢超過 2,226 (1.1%))、保護処分 3 万 2,400 (15.9%) (うち保護観察 2 万 6,509 (13.0%)、児童自立支援施設又は児童養護施設へ送致 370 (0.2%)、少年院送致 5,521 (2.7%))、知事又は児童相談所へ送致 143 (0.1%)、不処分 3 万 6,952 (18.1%)、審判不開始 10 万 7,373 (52.5%)、従たる事件 1 万 5,059 (7.4%)となる。不処分と審判不開始の和は 70.6%となり、前田氏の言う八割という数字には 10%ほど足りない。

これに対し、終局人員から移送・回付及び従たる事件を除いた数は 18 万 0,359 となり、内訳は検察官へ送致 1.9% (うち刑事処分 0.7%、年齢超過 1.2%)、保護処分 18.0% (うち保護観察 14.7%、児童自立支援施設又は児童養護施設へ送致 0.2%、少年院送致 3.1%)、知事又は児童相談所へ送致 0.1%、不処分 20.5%、審判不開始 59.5%となる。不処分と審判不開始を足し合わせて 80.0%となり、前田氏の数値と一致する。

なお、前田氏が後者の終局人員から移送・回付及び従たる事件を除いた数を分母とする計算法を用いるようになったのは比較的最近のことであり、以前は前者の方法で計算していた。これについては後述する。

1-2. 前田氏による分析の問題点。

1-2-1. 前田氏による分析

家裁で処分される少年の割合が二割弱だという傾向が「過剰な個人主義が強まった一九七〇年代に顕著になる」とする分析についてもう少し詳しく見てみることにする。ここでは平成14年10月18日に内閣府で行われた第8回「青少年の育成に関する有識者懇談会」における発言を以下に引用する。

(以下引用)

少年司法の運用の問題性ということですが、この間といいますか、ちょっと前に少年法の改正があったわけですが、その時に随分議論になったわけですがけれども、日本の家庭裁判所の少年犯罪の処理というのは非常に特色がございまして、警察で、不良行為で補導する、同じ補導といいますけれども、犯罪者として警察が捕まえる、検挙するのも補導というのです。夜に、こんなところで夜遊びしちゃだめだよと補導しているところから、だんだん何段階か経って、警察でやって、さらにその後家裁送致になるわけです。

家裁送致というのは、かなり問題になる段階ということになるわけですが、家裁送致された人間の4分の3には何もしない、審判不開始か不処分である。残った4分の1のほとんどは保護観察である。ごく一部が少年院に送られる。もっともっと、その10分の1以下が刑事処分送られる。刑事処分が少な過ぎるんじゃないかということで、少年法改正があったわけですがけれども、私は、刑事処分化すれば犯罪が減るとか、それで問題解決するというわけではないと思いますが、ただ、全体としての少年司法に対してのありようというものをちょっと見直すといいますか、その方向を変えるという意味で、少年法改正について、国会なんか呼ばれた時も私は反対はしなかったわけです。保護観察の制度がうまくいっているかどうかというのは、現場で聞いてみますと非常に問題を含んでいる。保護司さんの限界とか、いろんな問題があります。

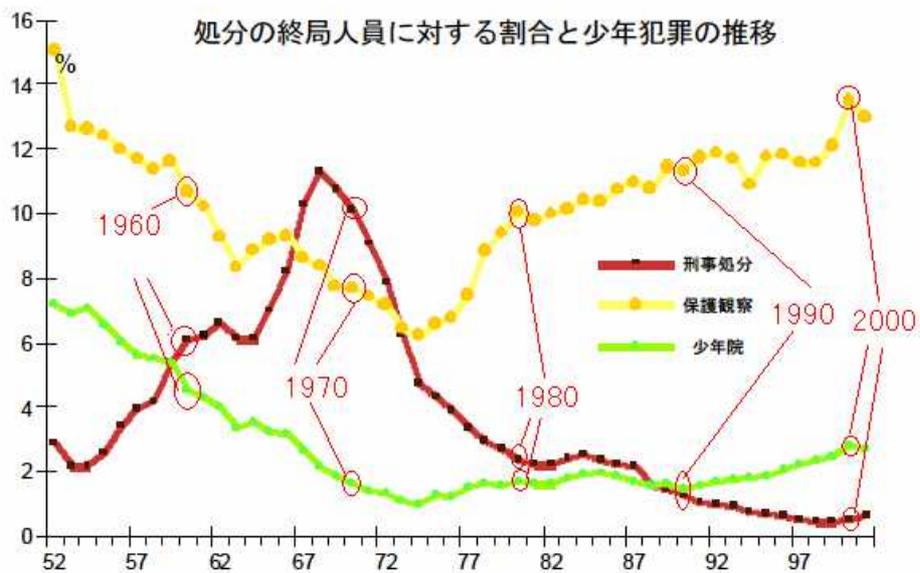
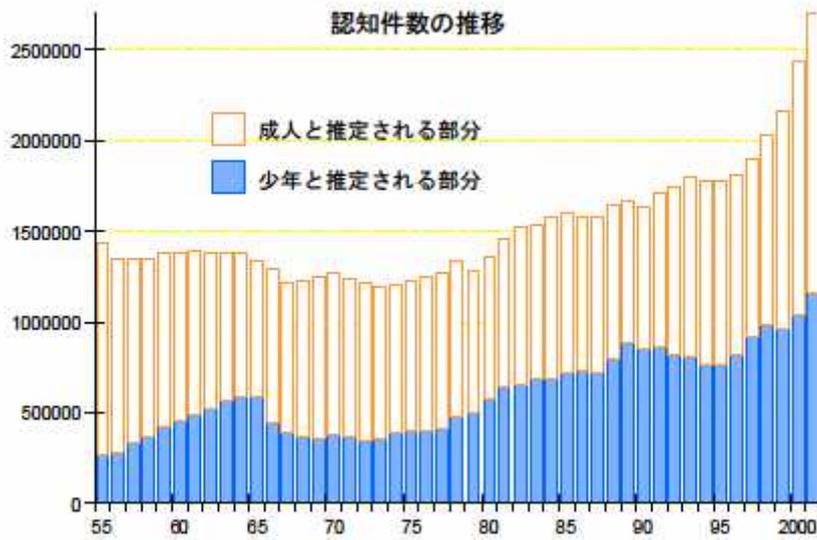
あと、もう1つ重要なのは、もともとこういう割合だったかということ、全然違うのです。その3ページにありますように、ちょうど学園紛争の頃までは、刑事処分がどんどん増えており、これが少年が非常に悪くなっていった時期です。それに対応して刑事処分も非常に厳しくやってきました。この後、少年犯罪は確かにがくんと減るのです。重罰化するというので、一定の効果はあったと思います。ただ、さっきのグラフで見たように、少年犯罪は結局増え続けていくわけですがけれども、ここでかなり政策転換があって、刑事処分をやめるのです。少年補導もこの段階で物凄く減ります。少年に対しての干渉をなるべくしない。この時には、刑事処分を減らすだけではなくて、保護観察も少年院送りも全部減らしたのです。それが進んで、77年頃から少年に関して刑事処分、それから少年院は増やさないで保護観察ですっとやっていくようになっていく。簡単に言ってしまうと、4分の3が何もしないで出して、残りの4分の1の4分の3が保護観察です。

(引用ここまで)

青少年の育成に関する有識者懇談会（第8回）議事録

<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/ikuseikon/kondan021018/08gijiroku.pdf>

前田教授が説明に使ったグラフは次のものである。ただし、赤字のコメントは引用者がグラフを読む便宜のために付け加えた。



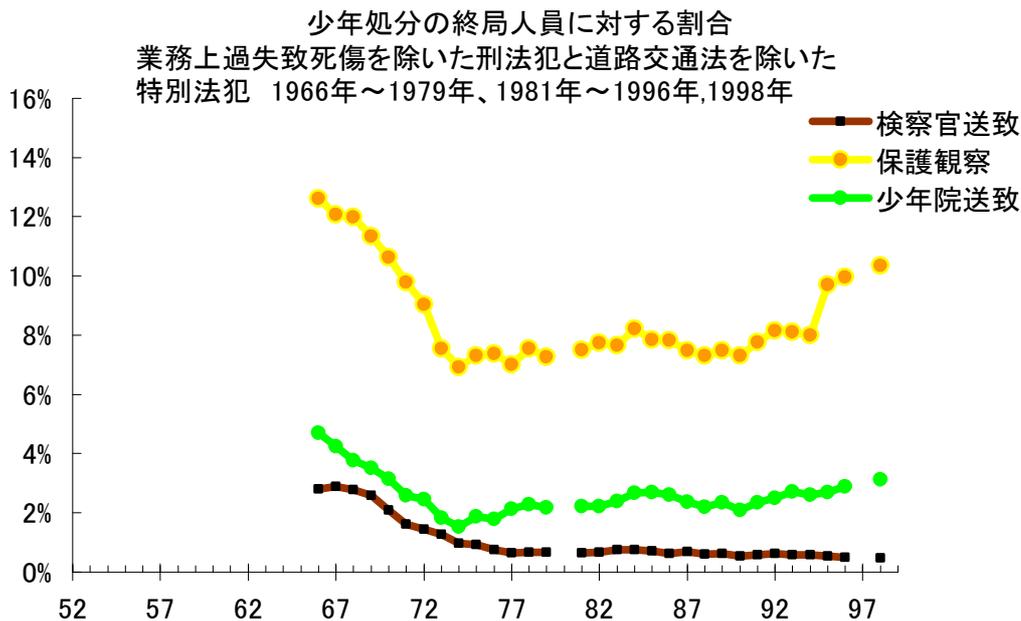
前田雅英協力者説明資料 『最近の少年犯罪の増加について』より

<http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/ikuseikon/kondan021018/08shiryou/08shiryou1.pdf>

なお、ここで前田氏が「家裁送致された人間の4分の3には何もしない」と述べているが、この数字は審判不開始・不処分の数を移送・回付及び従たる事件を含めた終局人員で割ったものと思われる。

1-2-2. 前田氏による分析の問題点1 データの読み込みが不足している

前田氏は一般保護事件全体の終局処分のデータから、審判不開始・不処分が多く、かつ処分されても大半が保護観察である状況が1970年代に始まったと分析している。ところが、業務上過失致死傷（その殆どが交通事故）を除いた刑法犯と道路交通法を除いた特別法犯の処理状況のグラフを見てみると、60年代であっても検察官送致（刑事処分と年齢超過を合わせたもの）はそれほど多くなく、70年代に処分が保護処分に大きくシフトしたということも無い。それを次図に示す。



『犯罪白書』をもとに作成

このグラフには真犯が含まれていないこと、業務上過失致死傷を除く際に交通関係とそれ以外を区別していないこと、処分の割合を計算する分母に移送・回付と従たる事件が含まれていないこと、刑事処分ではなく検察官送致を用いていること、そしてデータ収集の都合により前田氏のグラフと調査期間が一致しないことから、厳密な検証にはなっていないものの、60年代の高い刑事処分率や1970年代後半からの処分の保護観察への重点シフトは交通業過によるところが大きいと思われる。つまり、前田氏による家裁統計の解釈は、特殊な犯罪である交通業務過抜きには成り立たない可能性が高い。

さらに、主要罪名別に検討すれば（資料1. 刑法犯及び特別法犯の家庭裁判所終局処理状況を参照）、審判不開始・不処分の割合が必ずしも1970年代から顕著に増加している訳ではなく、減少しているものすら見られる。統計を表面だけ眺めて「1970年代に強まった過剰な個人主義」と安易に結びつける前田氏の分析には疑問符をつけざるを得ない。

なお、前田氏は、「警察も含めて日本全体に保護主義が過度に蔓延し、『少年なのだから、

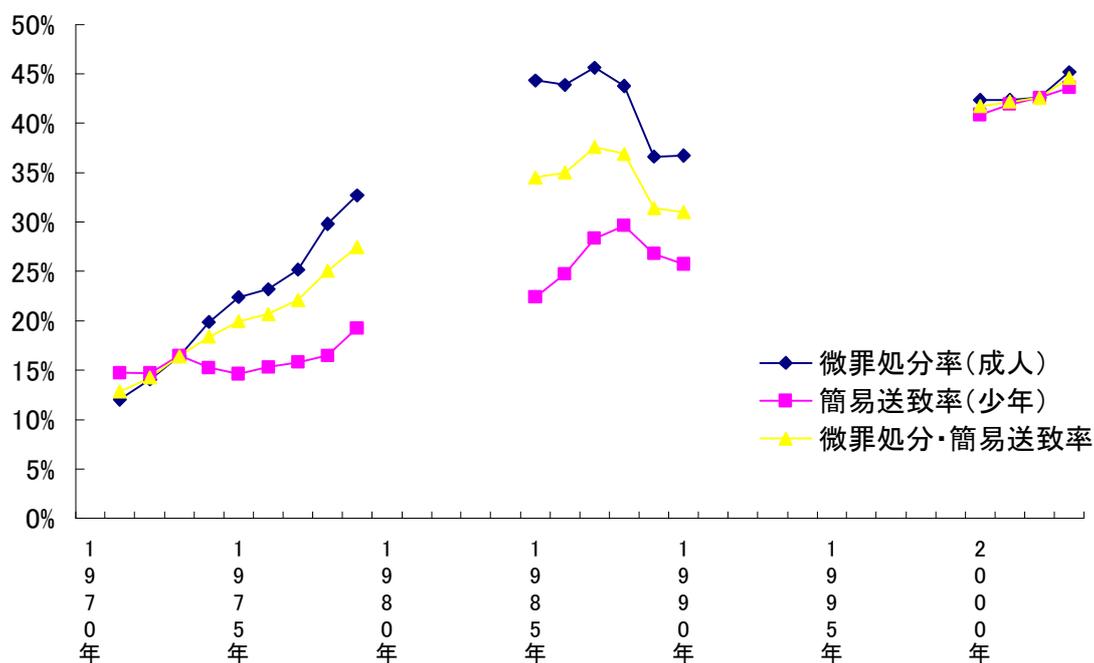
迷ったら、きちんと送致するのはやめておこう』ということが正しいとされていた」ために簡易送致の割合が上昇し、その結果として審判不開始が多くなったとしている（前田雅英『日本の治安は再生できるか』（ちくま新書）、102頁）。

しかし、1971年以降の成人の微罪処分と少年の簡易送致を別々に検討してみると、少年検挙者が簡易送致される割合の上昇とともに、成人検挙者の微罪処分率も上がっている。そして、資料収集の都合からデータに穴があるため断言は出来ないものの、少なくとも1974年以降1990年までは、成人の方が少年よりも簡便な処分をされる率が高い傾向が続いている。

したがって、「警察も含め、日本全体に保護主義が過度に蔓延し、『少年なのだから、迷ったら、きちんと送致するのはやめておこう』ということが、正しいとされていた」という説明は極めて疑わしいものとなる。

次図に、1971年以降に交通業過を除く刑法犯で検挙された成人の微罪処分率、少年検挙者の簡易送致率、そして検挙者全員に占める微罪処分・簡易送致を受けたものの割合を示す（資料2. 1971年以降の成人の微罪処分と少年の簡易送致の状況を参照）。

刑法犯(交通業過を除く)の検挙者に占める微罪処分・簡易送致の割合



『犯罪統計書』をもとに作成

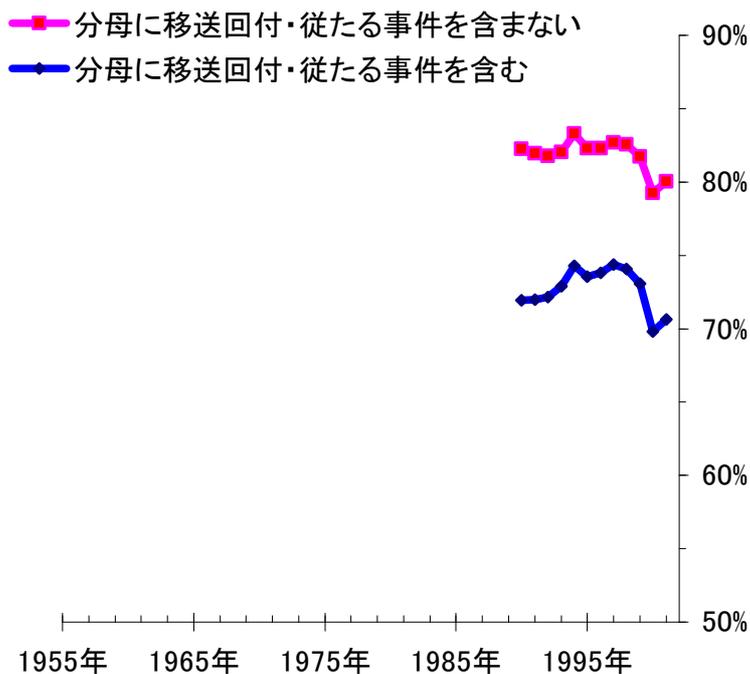
1-2-3. 前田氏による分析の問題点2 計算方法の変更

1-1で述べたように、前田氏が終局人員から移送・回付及び従たる事件を除いた数を

分母とする計算法を用いるようになったのは比較的最近のことであり、以前は移送・回付及び従たる事件を含めた数を分母としていた。

まず、審判不開始と不処分の割合について検討する。下図に、二つの方法で計算した1990年から2001年までの一般保護事件の審判不開始・不処分の割合を示す。

一般保護事件の審判不開始・不処分の割合



司法統計年報 平成11年度版及び平成13年度版 少年事件編

第6表 総覧表 少年保護事件の終局決定別既済人員

http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf/2d9f062bbe3217b049256b69003ae2b5/2876bc87b62051fb49256b6900403f00?OpenDocument

http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf/2d9f062bbe3217b049256b69003ae2b5/d8213f54aa58a59c49256d51000f7ed3?OpenDocument

をもとに作成

次に、2000年に出版された前田氏の『少年犯罪 統計から見たその実像』（東京大学出版会）から、審判不開始・不処分の割合を示したグラフを引用する。なお、刑事処分、保護観察及び少年院送致については基本的に先に示したものと同一なので省略する。

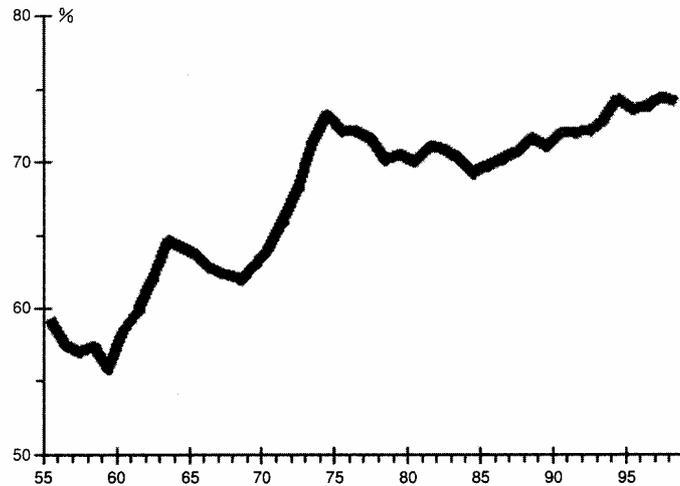


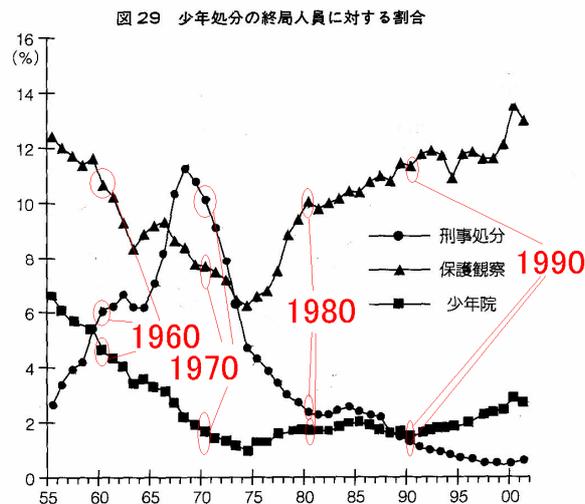
図2 処分不開始・不処分の率

(前田雅英『少年犯罪 統計から見たその実像』(東京大学出版会)、194頁)

先のグラフとの比較から、この図において審判不開始・不処分の割合は移送・回付及び従たる事件を含めた数を分母として計算されていると思われる。

一方、2003年に出版された『日本の治安は再生できるか』(ちくま新書)になると、審判不開始・不処分の割合は移送・回付及び従たる事件を除いた数を分母として計算されるようになり、従来の方法では70.6%だった2001年の審判不開始・不処分の割合が80.0%に底上げされる結果となっている(1-1. 参照)。

犯罪白書等では移送・回付及び従たる事件を除いた数を除いて処理するのが普通なので、変更後の方法自体に問題はないとしても、変えたことが分かるようにするべきである。

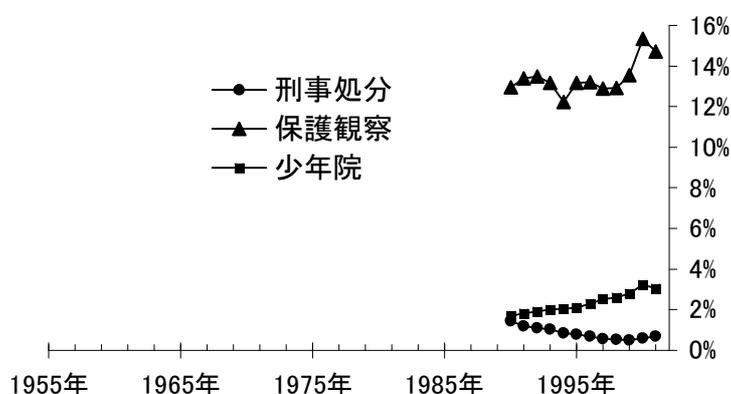


(前田雅英『日本の治安は再生できるか』(ちくま新書)、左図は91頁、右図は104頁、赤字のコメントは引用者がグラフを読む便宜のために付け加えた。)

さらに、同書の「少年処分の終局人員に対する割合」というグラフでは、各処分の割合が移送・回付及び従たる事件を「除かない」終局人員を分母として計算されている。その結果、処分の率は先に引用した「処分の終局人員に対する割合と少年犯罪の推移」というグラフと変わらない。

次図に、移送・回付及び従たる事件を除いた数を分母とする方法で計算した結果を示す。前田氏のグラフと比べて処分の率が上がっている。特に保護観察ではその様子がよく分かる。

少年処分の終局人員に対する割合(分母に移送・回付、従たる事件を含まない)



司法統計年報

平成11年度版及び平成11年度版

少年事件編

第6表 総覧表 少年保護事件の終局決定別既済人員

http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf/2d9f062bbe3217b049256b69003ae2b5/2876bc87b62051fb49256b6900403f00?OpenDocument

http://courtdomino2.courts.go.jp/tokei_y.nsf/2d9f062bbe3217b049256b69003ae2b5/e0f42a3f1651588e49256ee50031a25c?OpenDocument

をもとに作成

このような一貫性の無い処理を行う前田氏の意図は不明だが、結果的に処分されない割合は高めに、処分される割合は低めに計算されることになる。

2. 強盗の統計

2-1. 成人と少年の比較

人口十万人あたりの強盗で検挙された者の数を成人と少年で比較すると、確かに少年の

数値を成人のもので割った値は長期的に上昇傾向にある。しかしながら、これだけで少年強盗が危機的状況だと結論づけるのは早計である。

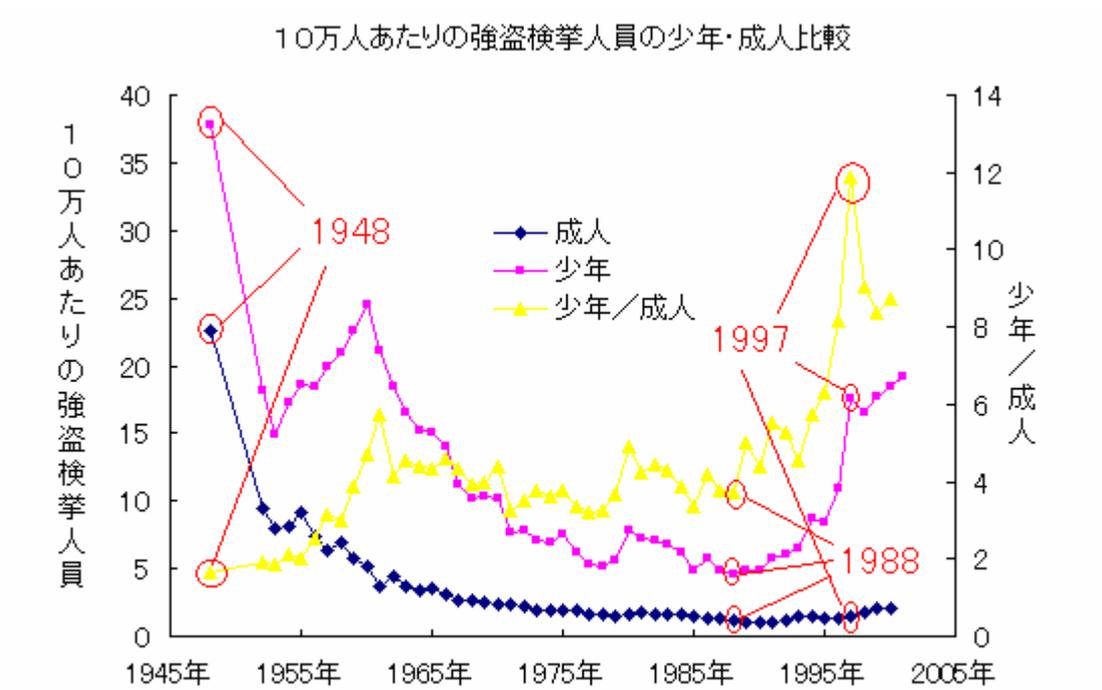
一般論として、二つの量の比が増加するのは次にあげる五つの場合のいずれかである。

- ①分母と分子がともに増加し、かつ分子の方が分母よりも増加率の大きい場合
- ②分子は増加したが、分母に変化がない場合
- ③分子は増加したが、分母が減少した場合
- ④分子には変化がないが、分母が減少した場合
- ⑤分母、分子がともに減少し、かつ分母の方が分子よりも減少率の大きい場合

前田氏が取り上げた人口十万人あたりの強盗で検挙された者の数を成人（分母）と少年（分子）で比較した数値は⑤の場合にあたる。このため、人口十万人あたりの強盗で検挙された少年は1997年の時点で急増したとはいえ1948年の約半分であるのに、1997年の成人に対する少年の比率は1948年の1.7倍から11.9倍に上昇している。

同じく、1948年を人口十万人あたりの強盗で検挙された少年の数が底をついた1988年と比べてみると、成人の減少率が少年を上回っているので、1948年には1.7倍だった成人に対する少年の比率は1988年に3.7倍へと上昇する。この指標が大きい程少年強盗が危機的な状況だと解釈するならば、1988年には人口十万人あたりの強盗で検挙された少年の数が最低になっているにも関わらず、1948年よりも少年強盗が危機的な状況という事になってしまう。

以下の図においてに成人と少年の人口十万人あたりの強盗で検挙された者の数とその比を示す。



『犯罪白書』、『少年犯罪データベース』及び『我が国の推計人口』をもとに作成

『犯罪白書』

<http://hakusyo1.moj.go.jp>

『少年犯罪データベース』

<http://kangaeru.s59.xrea.com/index.htm>

『我が国の推計人口』

<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/wagakun>

このように、ある指標を不適切な仕方で解釈する、あるいは不適切な指標を用いてよく意味の分からない議論をする、ということが前田氏にはしばしばある。そして、その傾向は複数の量を用いて定義される指標について顕著である。その理由は、自分の用いている指標が何を表している、数学的にどういった性質を持っているのか理解していないからだと思われる。

2-2. 最近の少年強盗の増加に関連して

近年の少年による強盗の増加を警察の強硬姿勢の表れとみる専門家は多い。例えば国学院大学教授の横山実氏は次のように述べている。

(以下引用)

犯罪統計で強盗が増加したのは、警察の強硬姿勢の反映でもある。かつては、少年が、金を脅し取った後に、被害者に暴行を加えたときは、窃盗および傷害の容疑で検挙されていた。しかし、警察は「悪質な非行には厳正に対処、補導を含む強い姿勢で挑む」（1997年6月3日の全国警察少年担当課会議での関口警察庁長官の発言）という方針を打ち出して、強硬方針をとるようになった（服部朗・佐々木光明、2000年、668頁）。それを受けて、警察庁は、8月には「少年非行総合対策推進要綱」を制定し、少年事件に係る捜査力の強化を掲げ、悪質重大な少年犯罪に対しては、まさに組織として取り組むことを宣言した。そこで、少年を検挙する場合でも、より重い罪名で行うようになったのである。例えば、中古のCD（Compact disk）を売っている店で、19歳の少女が、CDを万引きしたのが見つかり、逃げるときに店員を突き飛ばした場合でも、事後強盗で被害者を負傷させたという理由で、強盗致傷で検挙するようになったのである（寺尾史子、1999年、224頁）。このような重い罪種の適用という形の *relabeling* を通して、警察は、実態以上に、統計の上で強盗の数を増やして、社会に少年犯罪の凶悪化を強く警告したのである⁵⁾。そのために、普通の人々が「凶悪な強盗」と考えないような事件も、犯罪統計の上では、強盗事件に含まれるようになってきている。日本では、強盗といっても、前述の事例のような些細な事件が、多く含まれているのである。なお、1995年から1998年にかけて、少年警察活動の *net widening* で、主要な罪種の多くが激増しているのに、恐喝は6.8%しか増加していないことが注目される。これは、おそらく、*relabeling* によって、これまで恐喝とされていた事件が、強盗として処理されるようになったことを反映しているであろう。その典型が、「ひったくり」事件である。

（引用ここまで）

横山実『日本における少年非行の動向と厳罰化傾向』

<http://www2.kokugakuin.ac.jp/zyokoyim/Delinquency1.html>

このような主張に対して、前田氏は『少年犯罪——統計からみたその実像』（東京大学出版会）の中で、警察が検察や裁判所と談合して強盗の構成要件を緩めるなどということはあるに、とる趣旨の反論をしている。

（以下引用）

「強盗などは、ちょっとした匙加減で、恐喝を格上げすることにより増やすことが出来る」というような、一見専門家的な説明も、実は「国家権力は嘘をつくものだ」という程度の論拠でしかない。両罪の限界は微妙ではあるが、運用の事実上のガイドラインがあり、警察がそれを変えれば、それを検事と裁判官に認めさせなければならない。強盗はほとんどすべて送検されるのであり、検事の意向に関係なく「恐喝事案を強盗として送検することなど不可能である。また「強盗」で起訴しても、裁判官に「強盗にはあたらない」と

されてしまう。統計トレンドを変えるほどの加工があったと主張することは、全国的に、しかも判事や検察を含めた刑事司法全体で少年の強盗の用件をゆるめようと談合したと主張しているわけである。「恐喝かさ上げ説」は、専門的に見ればまさに奇妙な主張なのである。

(引用ここまで)

(前田雅英、『少年犯罪 統計から見たその実像』(東京大学出版会)、103頁)

この反論に対し、さらに立教大学教授の荒木伸怡氏が次のように反論している。

(以下引用)

少年による強盗のみが近年増加したことは犯罪白書から明らかであり、それを否定する刑事法研究者はいない。また、その増加理由については、粗暴犯である恐喝の一部を凶悪犯である強盗と扱うようになったと理解されている。これに対して著者は、『『恐喝かさ上げ説』は、専門的に見ればまさに奇妙な主張』(一〇四頁)と述べている。粗暴犯である恐喝と凶悪犯である強盗との分水嶺は、抗拒不能であったか否かであるから、被害者の供述録取書にその旨を警察が記載しさえすれば、恐喝ではなく強盗として、検察庁・裁判所にそのまま通用して行く。この意味でこれは、刑事手続の実態についての著者の無理解を露呈した記述である。

(引用ここまで)

荒木伸怡『統計は犯罪の実像を示しているのだろうか』

<http://www.rikkyo.ne.jp/univ/araki/naraki/gyouseki/mini/maeda.htm>

荒木氏が行ったようなこの種の指摘に対する前田氏の反論はなされていない。それどころか、2004年に行われた刑法改正の参考人として国会に招致された際に、前田氏は同じ論法を専門家としての立場から繰り返しており、いかがなものと思われる。

(以下引用)

そういう捏造論者の人たちも、強盗がふえているということは否定できないんですね。これはもう厳然たる事実として、平成元年には強盗は千五百件だったんですね。平成十年は七千六百件なんですね。これは大変なふえ方なんです。どうやって警察が強盗の事件をでっち上げるのか。検事に全部送らなきゃいけない。裁判所に行くんです。ということは、検察と裁判所までぐるになって強盗の数字を書きかえているのか。これはあり得ないことですね。

確かに、DVの問題やなんかで相談件数がふえたり、ストーカーの問題がふえて、暴行、脅迫、軽微な事案とといいますか、軽微と言っではいけないんですが、その辺について従来

よりもふえたという面があることは認めざるを得ない。しかし、大勢としては私は変わっていないと思います。

そういう言い方をすると、強盗はここ十年で一八%増、これをどう見るかというのは難しい評価だと思いますね。ただ、一八%というのも、二割ふえるというのも重大なことといえは重大なことという評価もあり得る。

(引用ここまで)

第 161 回国会 衆議院 法務委員会 第 6 号 (平成 16 年 11 月 10 日 (水曜日))

http://www.shugiin.go.jp/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000416120041110006.htm

なお、前田氏は強盗の認知件数が平成元年 1 5 0 0 件から平成 1 0 年 (実は平成 1 5 年の誤りである) に 7 6 0 0 件になったと言った直後に、「そういう言い方をすると、強盗はここ十年で一八%増、これをどう見るかというのは難しい評価だと思いますね。」などと「専門家」としては何とも心許ない発言をしている。

3. 少年による刑法犯の推計

前田氏は少年による犯罪の認知件数を検挙「人員」に占める少年の割合で独自に算出し、少年 1 0 万人あたりが起こす推定の刑法犯数が 4 0 年前の 3. 5 倍になったとしている。しかしながら、警察の被害者対策が進んで被害届が積極的に受理され、その結果が認知件数の増加に反映されている現在、このような推計が妥当かどうか疑わしい。

なお、前田氏はこの推計に基づいてしばしば犯罪増加の主役は少年であったと主張している (1-2-1. 参照)。前田氏は犯罪行為の数である認知件数を犯罪者の数である検挙「人員」で割り振っているのであるが、これは面積と体積を取り違えるようなものである。しかも、この点を修正して検挙「件数」の比で割り振ってやれば、犯罪増加の主役は成人ということになってしまう。前田氏はしばしば犯罪増加の主役が少年であったと主張しているが、この重要な論点に対する根拠は実に不確かなものである。

詳しくはグリーントライアングル『青少年犯罪に関する誤解を解きより実効性のある政策を立案するための簡単な資料』を参照。

<http://www2.gol.com/users/mct/index.html>